

第 20 回社会福祉士・第 10 回精神保健福祉士 共通科目
「地域福祉論」
解答(やまだ塾解答速報の訂正版)・解説(簡易版)

2008 年 3 月 4 日 掲載

今年度は解答速報の段階ではあえて解答を 1 つに絞って掲載した。

その後は解答速報の逐一の訂正はしなかったが、今回の解説(簡易版)とあわせてやまだ塾の解答速報の訂正を行う。

また、複数回答(解なしを含む)の可能性のある問題も今回指摘している。

なお、国家試験として疑義のある問題については、4 月以降に掲載する解説(詳細版)の段階において、昨年度同様に「脇の甘い問題」として掲載する予定である。

「地域福祉論」の訂正箇所	①問題 38 : 3 → 5 に訂正 ②問題 40 : 1 → 4 に訂正
--------------	--

番号	設問	解答速報 (1/28.6:10)	やまだ塾の 解答(解答速報の訂正版)と解説(簡易版)
31	コミュニティの理論	4	やまだ塾の解答:4 A×「Cの説明が対応する」 B○ C×「Dの説明が対応する」 D×「Aの説明が対応する」
32	地域福祉の理念	4	やまだ塾の解答:4 1×「2の説明が対応する」 2×「3の説明が対応する」 3×「コミュニティケアという語がイギリスの公的文書に示されるのは“精神病者および精神薄弱者に関する王立委員会(Royal Commission on Mental Illness and Mental Deficiency)”による1957年勧告が最初である」 4○ 5×「ノーマライゼーションの理念を前提としている」
33	アメリカの地域福祉の歴史的発展過程	2	やまだ塾の解答:2 1○ 2×「“ニューヨーク州ネイバーフッド・ギルド”である」 3○

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

			40 50
34	社会福祉への住民参加	2	やまだ塾の解答:2 10 2×「住民・その他の者・の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」と規定されている 30 40 50
35	「地域福祉計画策定の指針」	3	やまだ塾の解答:3 10 20 3×「設問の規定はなく“その進捗状況を適切に管理する上で可能な限り客観的な指標を掲げることが望ましい。定性的な目標の場合にも、目標の達成の判断を容易に行える具体的な目標とすることが望ましい”と規定されている」 40 50
36	サービス提供組織	1	やまだ塾の解答:1 1×「市町村長は指定をしようとするときは、都道府県知事に届け出なければならない」と規定されている 20 30 40 50
37	地域福祉の財源	3	やまだ塾の解答:3 1×「会費:33.2%, 事業収入:22.8%, 寄付金:6.8%」である 2×「長寿・子育て・障害者基金事業」である 30 4×「1年間である」 5×「寄付免税などの税制優遇措置がない」
38	地域福祉推進のための専門職員	3 (5に訂正する)	やまだ塾の解答:5 1×「社会福祉士または社会福祉主事任用資格」である 2×「監査はない」 3×「福祉活動専門員は地方交付税による財源措置である」 4×「事業実施の企画及び立案等」を行う

			<p>5O</p> <p><訂正の理由></p> <p>3の福祉活動専門員が地方交付税の財源措置となったことを失念し、3をOとしたため、5を十分に検討しなかった。</p>
39	社会福祉法の規定	5	<p>やまだ塾の解答:5</p> <p>1×「社会福祉事業法には規定はなかった」</p> <p>2×「第三者評価の法的義務づけはない」</p> <p>3×「都道府県社会福祉協議会である」</p> <p>4×「“社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的”としている」</p> <p>5O</p>
40	ロスマン (Rothman,J.)のコミュニティ・オーガニゼーションの3つのモデル	1 (4に訂正する)	<p>やまだ塾の解答:4</p> <p>A×「Cの説明が対応する」</p> <p>BO</p> <p>C×「Aの説明が対応する」</p> <p>D×「地域開発モデル, 社会計画モデル, ソーシャルアクションモデルに類型化した」</p> <p><訂正の理由></p> <p>Aを第19回社会福祉士社会福祉援助技術問題116の「小地域開発モデル＝地域社会の協同的な問題解決能力の強調」と同義としてOとした。(早とちり)</p>